

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

営業時間短縮協力金

新型コロナウイルス感染症による感染症患者の増加をふまえ、**営業時間短縮要請(令和2年12月17日から同28日)の全期間**、**時短営業(朝5時～夜22時までの営業)**に協力していただいた、那覇市、浦添市、沖縄市内の「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」を対象に、1事業者あたり一律48万円を支給します。

なお、後日申請の際に必要なとなりますので、時短営業に協力いただいた証拠書類として、時短営業を知らせる店頭貼り出し紙(時短期間及び営業時間を明記すること)の写真や、お店のホームページやSNS等で時短営業をお知らせした画面のコピー・写真等を後日提出できるよう準備をお願いします。

■ 支給額

1事業者あたり一律48万円※要請期間の全期間の時短営業の協力が必要です。

■ 対象事業者 (対象地域：那覇市、浦添市、沖縄市)

時短要請を発表した令和2年12月14日時点において「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」を運営している事業者(廃業・以前から休業中の事業者除く)

(例：居酒屋、レストラン、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ナイトスナック、ダンスホール、パブ等)

※ただし、以下に該当する事業者は、基本的に協力金の支給対象外となります。

- 食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者
- 屋内での飲食を伴わない「屋台/弁当屋/デリバリーやテイクアウト等」の事業者
- 通常の営業終了時間が、もともと夜22時以前(及び営業開始が朝5時以降)の事業者
- デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

■ 受付期間

令和3年1月4日(月)～2月28日(日)まで

※2月28日(日)までの消印有効

※受付要項(申請書様式、必要書類等の詳細)は、12月28日(月)までに県HPへ掲載予定。

■ 申請手続

郵送での提出

【郵送先】901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-37(2階)

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付

■ お問合せ

沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-856-4427

12月15日(火)～3月5日(金) 9:00～17:00 (土日、年末年始対応)

(*令和3年1月4日(月)の受付開始以降は、平日のみの対応)

感染症拡大防止に
ご協力ください

